千葉市興行場法施行細則(昭和63年千葉市規則第28号) 新旧対照表

十葉巾與仃場法施仃細則(昭和63年十葉巾規則第28号) 新旧对照表 改正前	改正後
第1条(略)	第1条(略)
(許可の申請)	(許可の申請)
第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した興行場営業許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、興行場を営む者(以下「営業者」という。)が当	第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した興行場営業許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
該興行場の営業を譲渡したときは、当該興行場の営業を譲り受けた者は、 第4号及び第5号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略するこ とができる。	
(1) ~ (6) (略)	(1) ~ (6) (略)
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、営業者が当該興行場の営業を譲渡したときは、当該興行場の営業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、 第1号に掲げる図面の添付を省略することができる。	
$(1) \sim (3)$ (略)	$(1) \sim (3)$ (略)
(4) 事業譲渡の場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類	_(削る)_
<u>(5)</u> (略)	_ <b>(4)</b> (略)
(許可証の交付等)	(許可証の交付等)
第3条(略)	第3条(略)
2 (略)	2 (略)
3 <b>営業者</b> は、許可証を施設の見やすい位置に掲示するものとする。	3 <b>興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)</b> は、許可証を施設の見 やすい位置に掲示するものとする。
	(承継の届出)
<u>(新設)</u>	第4条 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の譲渡による承継 の届出は、次に掲げる事項を記載した興行場営業承継届(譲渡)(様式第

改正前	改正後
	3号の2)を提出して行うものとする。
	(1)届出者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の
	所在地及び代表者の氏名)
	(2) 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、
	<u>主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</u>
	(3)譲渡の年月日
	(4) 興行場の名称及び所在地
	2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
	(2) 届出者が法人の場合にあっては、登記事項証明書
	(3)許可証
<b>第4条</b> (略)	3 (略)
<b>2~5</b> (略)	<u>る</u> (略)
	<u>· · · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>
第5条(略)	第5条(略)
(許可証の書換え交付)	(許可証の書換え交付)
第6条 市長は、第4条第2項 <b>及び第5項</b> 並びに前条後段の規定に	第6条 市長は、第4条第2項 <b>、第4項及び第7項</b> 並びに前条後段の規定に
より許可証の提出を受けたときは、それを提出した者に許可証を書き換え	
て交付するものとする。	て交付するものとする。
forte = for (min)	tobe - to (min)
第7条(略)	第7条(略)
[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	17.4 Fu (11/2)
附則(略)	附則(略)
l .	I

改正前	改正後
第1号(表) 興行場営業許可申請書	様式第1号(表) 興行場営業許可申請書
年 月 日	年 月 日
(あて先) 千葉市保健所長	(あて先) 千葉市保健所長
申 請 者 住 所 (法人にあっては、主たる事 務所の所在地) 申 請 者 氏 名	申 請 者 住 所 (法人にあっては、主たる事 務所の所在地) 申 請 者 氏 名
(法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名) (※) (※) 配名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	(法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名) (※) 配名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認で きる場合は記名のみで可。
連絡 先 電 話 番 号 連絡先メールアドレス @	連絡先メールアドレス       @
興行場営業の許可を受けたいので、興行場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。    マリガナ   マリガナ   スカー   スカ	興行場営業の許可を受けたいので、興行場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。    スリガナ   ス
行 場 所 在 地 (電話)	行 場 所 在 地 (電話)
興行場の種別	異行場の種別
興行場の構造設備*	興行場の構造設備
入場者定員* いす席 人、立見席 人、その他 人	入 場 者 定 員 いす席 人、立見席 人、その他 人
営業開始予定年月日 年 月 日	営業開始予定年月日 年 月 日
営業期間 年月日から 年月日まで	営業期間 年月日から 年月日まで
手数料領収印 受 付 印 円	手数料領収印 受 付 印 円

改正前	改正後
様式第1号 (裏) 添付書類  1 興行場の平面図及び配置図  2 興行場の周囲200メートル以内の排水等の状況を示す見取図  3 申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書  4 事業譲渡の場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類  5 その他市長が必要と認める書類及び図面  【事業譲渡の場合】 事業譲渡により譲り受けたものから変更がない場合に限り、*印の事項については記載を省略、添付書類1については添付を省略することができます。  私は、本施設の営業を  から譲り受け(ました・ます)。	様式第1号(裏) 添付書類 1 興行場の平面図及び配置図 2 興行場の周囲200メートル以内の排水等の状況を示す見取図 3 申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書 4 その他市長が必要と認める書類及び図面
様式第2号~様式第3号(略)	様式第2号~様式第3号(略)

改正前	改正後
	様式第3号の2
	興行場営業承継届 (譲渡)
	年 月 日
	(あて先) 千葉市保健所長
	譲 受 者 住 所
	(法人にあっては、主たる事 務所の所在地)
	譲 受 者 氏 名 (法人にあっては、その名称
	及び代表者の氏名) (※)
	(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は地名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認で かる場合は知名の2つで
	きる場合は配名のみで可。 連絡先電話番号
	連絡先メールアドレス @
	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
	異行場     千葉市 区 (電話)
	サーディア
	新     所     在     地     千葉市     区       所     在     地     (電話)       許     可     番     号     第     号     許可年月日     年     月     日       住     所
	(電話)       許可番号第号許可年月日年月日       (電話)       (電話)       (電話)
	(電話)       許可番号第号許可年月日年月日       (電話)       許可番号第月日年月日       住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 表       大名
	押
	(電話)       許 可 番 号 第 号 許 可年月日 年 月 日       住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 液 者 (法人にあっては、その)
	(電話)       許可番号第号許可年月日年月日       (機人にあっては、主かる事務所の所在地)       (機人にあっては、その名称及び代表者の氏名)       (機人にあっては、その名称及び代表者の氏名)       (機人にあっては、その名称及び代表者の氏名)       (場人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

改正前	改正後
様式第4号~様式第9号(略)	様式第4号~様式第9号(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。